

災害時における相互応援に関する協定

東京都多摩市（以下「甲」という。）と長野県富士見町（以下「乙」という。）との間において、次の各条項により災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲乙との協議により、甲又は乙の地域において災害が発生し、被災者の援護等の応急措置が被災地独自では十分に行えない場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、応援を求めるときの対応を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は相互に連絡をとることとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第4条 応援を求めようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、法令に定める場合を除き応援を行った側の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する

(災害補償等)

第6条 第3条第5号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を要請した側が、被災地への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された側が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第7条 甲乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成8年11月1日から施行する。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年10月16日

甲 東京都多摩市貝取 1724 番地
東京都多摩市
市長 白井千秋

乙 長野県諏訪郡富士見町落合 10777
長野県富士見町
町長 有賀武治

災害時における相互応援に関する協定の一部を変更する協定書

東京都多摩市（以下「甲」という。）と長野県富士見町（以下「乙」という。）との間において、平成 8 年 10 月 16 日に甲及び乙が締結した災害時における相互応援に関する協定(以下「原協定」という。)について、応援の内容及び応援要請の手続の一部を変更することに同意し、原協定の一部を次のように変更する協定を締結した。

(第 3 条の変更)

第 1 条 原協定第 3 条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 情報発信の協力

(第 4 条の変更)

第 2 条 原協定第 4 条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 前条第 7 号の掲げる情報発信の協りに係る内容及び期間

(効力発生日)

第 3 条 この協定は、平成 24 年 8 月 1 日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本変更協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を原協定とあわせて保有する。

平成 24 年 8 月 1 日

甲 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
東京都多摩市
代表者 多摩市長 阿 部 裕 行

乙 長野県諏訪郡富士見町落合 10777
長野県富士見町
代表者 富士見町長 小 林 一 彦